

平成 30 年 9 月
 株式会社 鳥取銀行

外国送金取引に関するお客さまへのお願い

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国送金取引を受付ける際には、外為法や米国 OFAC 規制等に基づき、その取引が各種規制対象取引でないことを確認する義務があります。

そのため、お客さまに外国送金の内容のご説明や資料のご提供をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

■規制対象取引

貿易に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引 ・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
制裁対象に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払 ・ 北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払 ・ 北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質支配下にある法人・団体への支払
送金目的に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的の取引 ・ イランの核関連活動やイランへの大型通常兵器等の供給に関連する活動等に寄与する目的の取引
米国 OFAC 規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれる取引 ・ 米国が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等に関与する取引

■提供をお願いする資料の例

送金目的	資料
貿易	原産地証明書、船荷証券、請求書（インボイス）
投資	投資に関する契約書 等
不動産購入	売買契約書 等
外国の口座への預替	通帳や口座の内容を確認できる資料 等
学費・医療費	請求書や入学（在学）、入院（通院）を確認できる資料 等
渡航費・宿泊費	行程を確認できる資料やホテルの請求書 等